平成28年６月1日

関係各位

契約検査課工事検査係

工事検査区分及び成績評定システム（工事成績採点表）の変更について

　　今年度より、工事検査規程の改正に伴い、検査区分、成績評定システム（工事成績採点表）に一部変更が生じましたのでお知らせします。

記

１．工事検査規程の改正

　　　設計金額が８００万円を超える工事を、検査課検査員が行い、設計金額が８００万円以下の工事は担当課検査員が行います。

「宗像市工事検査規程（抜粋）」

（検査の担当区分）

第４条　工事の検査は、次の各号に掲げる当初の設計金額（以下「設計金額」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者が行うものとし、設計金額の変更に伴う検査員の変更は行わない。

（１）　設計金額が８００万円を超える工事　検査課検査員

（２）　設計金額が８００万円以下の工事　検査課検査員以外の検査員。ただし、特殊な工法等による工事その他の工事であって、契約検査課長が必要であると認めたものの検査は、検査課検査員が行うことができる。

２　契約検査課長又は事業執行課長は、分離又は分割して発注された工事の検査において同一の検査員に検査を行わせることにより、適正かつ効率的な検査が行われると認められるときは、検査の担当区分を変更することができる。

２．成績評定システム（工事成績採点表）の変更

　　　工事検査規程の改正に伴い、成績評定システム（工事成績採点表）を、設計金額800万円を超える工事と設計金額800万円以下の工事の土木・建築各２通りとします。

　　添付資料　①「工事成績採点表（800万円を超える工事に適用）」土木用

　　　　　　　②「工事成績採点表（800万以下の工事に適用）」土木用

　　　　　　　③「工事成績採点表（800万円を超える工事に適用）」建築及び設備用

　　　　　　　④「工事成績採点表（800万以下の工事に適用）」建築及び設備用

　　本採点表は、平成28年4月1日以降に発注する工事から適用します。

　以上